

様式第九（第四条関係）

原油等の有効利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定燃料製品供給事業者のうち揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行うものの名称及び前事業年度におけるその使用する原油その他の揮発油等の原料の数量

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
前事業年度におけるその使用する原料の数量（注1） 年 月 - 年 月（注2）	原油	揮発油	灯油	軽油	重油
		キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
原油の数量に換算した数量（注3）	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
原油の数量に換算した数量を合算した数量					キロリットル

(注1) 石油精製に係る事業の全部若しくは一部の譲り渡し又は石油精製業者について相続（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）、合併若しくは分割（石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。）による承継（以下「事業の承継等」という。）があったときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該石油精製業者（以下「事業被承継者」という。）及び当該事業を譲り受けた者又は当該石油精製業者について相続等を受けた者（以下「事業承継者」という。）は、当該事業の承継等が行われた後にそれぞれが保有することとなる設備を用いて前事業年度に行われた事業により当該事業年度に使用された化石エネルギー原料の数量をもって、法第11条第1項の規定に定める前事業年度における当該事業被承継者及び当該事業承継者それぞれの使用する化石エネルギー原料の数量とみなす。

(注2) 前事業年度の期間を具体的に記載すること。

(注3) 第2条にあるとおり、揮発油、灯油、軽油又は重油（品質の調整のための他の炭化水素油等との混合のみに供されるものを除く。）については、キロリットルで表した数量に1.05を乗じて得た数量。

## II 残油処理能力の向上に関する措置

### (1) 残油処理装置の装備率に関する措置

目標：残油処理装置の装備率を 2016 年度までに ( ) %以上改善する。

措置の具体的内容

	現状	措置後	変化
残油処理装置の装備率	%	%	改善率 %
常圧蒸留装置の処理能力	万バーレル/日	万バーレル/日	万バーレル/日
残油処理装置の処理能力	万バーレル/日	万バーレル/日	万バーレル/日
残油処理装置の装備率の改善のための措置の具体的内容 (注 4)			

(注 4) 装備率の改善のための具体的な内容については、段階的な取り組みについても記載すること。

残油処理装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	処理能力	新設・増設の有無・時期・能力	新設・増設の具体的方法 (注 5)
		万バーレル/日		

(注 5) 残油処理装置の新設・増設を行う場合にあっては、具体的な投資計画・工事計画に係る詳細な資料及び当該装置の新設・増設前後の稼働状況に関する資料を添付すること。

常圧蒸留装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	処理能力	削減の有無・時期	削減の具体的方法（注6）
		万バレル/日		

（注6）常圧蒸留装置の削減を行う場合にあっては、具体的な削減計画に係る詳細な資料を添付すること。

（2）2013年度までに、法第九条第一項に基づく目標を達成していない場合、当該目標を達成するための措置

措置の具体的内容

（3）事業再編の方針

事業再編の方針（注7）

（注7）事業再編の方針の背景事情（経営を取り巻く環境変化等）、経営方針における位置付けがわかるように記載すること。なお、親会社等が事業再編の方針を策定する場合においては、当該親会社等が経済産業大臣に対して事業再編の方針を提出することができる。その場合においては、本欄には、親会社等が事業再編の方針を提出する旨及び提出する期日（平成26年10月31日を期限とする。）を記載すること。

（4）設備の運転面の改善等及び残油処理能力の向上のための技術開発に関する措置

① 設備の運転面の改善等に関する措置

目標：設備の運転面の改善等を実施する。

措置の具体的な内容	残油処理能力の向上の効果

② 残油処理能力向上のための技術開発に関する措置

目標：残油処理能力向上のための技術開発を実施する。

措置の具体的な内容	残油処理能力の向上の効果

### III 残油処理能力の向上以外に関する措置

（1）コンビナート連携に関する措置

目標：石油コンビナート内の事業所間での連携を促進し、未利用又は余剰の留分を活用することにより、原油等の処理量を低減することを通じて、原油等の有効な利用を図ること。

措置の具体的内容	効果

（2）石油残渣ガス化複合発電装置の導入に関する措置

目標：石油残渣ガス化複合発電装置（IGCC（Integrated Gasification Combined Cycle））の導入に合わせた残油のガス化及びその灯油、軽油等の合成燃料への転換を図ること。

措置の具体的内容	効果

（3）技術開発に関する措置

目標：上記（1）及び（2）に係る技術開発その他の原油等の有効な利用のための技術開発に取り組むこと。

措置の具体的内容	効果

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。